

茨城県報

昭和三十三年三月二十六日
第四千二百一十号

目次

規則	ページ
茨城県営自転車競技実施規則の一部改正	一
茨城県自転車競走勝者投票及び払戻規則の一部改正	三
告示	
美容師の登録	五
理容師の登録	五
被害開拓農家営農資金利子補給金交付要綱	五
旅行あつせん業者営業保証金の取戻し	八
結核予防医療機関の指定	八
友部町の区域の笠間町への編入	八
公有水面埋立地の一部の大洗町への編入	九
公告	
二級建築士第二次選考合格者	九
土地改良区役員の就任	九
同	九

規

則

茨城県規則第七号

茨城県営自転車競技実施規則の一部を改正する規則を公布する。

昭和三十三年三月二十六日

茨城県知事 友 木 洋 治

茨城県営自転車競技実施規則の一部を改正する規則

茨城県営自転車競技実施規則（昭和二十八年茨城県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 県が施行する自転車競走（以下「競輪」という。）に、自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号。以下「法」という。）自転車競技法施行規則（昭和二十三年商工省令第二十八号。以下「規則」という。）、茨城県営自転車競技条例（昭和二十五年茨城県条例第二号。以下「条例」という。）、茨城県営自転車競走場入場料徴収規則（昭和二十五年茨城県規則第十四号）及び茨城県自転車競走勝者投票及び払戻規則（昭和二十八年茨城県規則第六十八号）に定があるもののほか、この規則の定めるところによる。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 競輪は、昭和何年度第何回茨城県営取手競輪と呼称し、取手自転車競走場（以下「競輪場」という。）で開催する。

第六条中「茨城県営自転車競技条例（昭和二十五年茨城県条例第二号）」を「条例」に改める。

第十六条中「発走合図委員」を削る。

第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 審判委員は、発走にあたり選手を除外したときは、遅滞なく、その旨を委員長、番組編成委員及び投票委員に通報しなければならない。

第二十三条及び第二十四条を次のように改める。

第二十三条 削除

第二十四条 県の開催する競輪に参加申込をすることのできる選手の範囲及び資

格は、そのつど定め、参加申込締切日の三週間前までに番組要項により、これを発表する。但し、いずれの場合においても、競輪審判員、選手および自転車登録規則(昭和三十三年通商産業省令第三十九号。以下「登録規則」という。)に基いて日本自転車振興会に登録された者でなければならない。

第二十五条第一項第三号及び第四号中「連合会」を「日本自転車振興会」に改める。

第三十条第四項を次のように改める。

4 競走の方法は、普通競走、クロスレース、複式競走車競走、先頭責任競走、ミスマンドアウトレース、ポイントレース及び先頭固定競走とし、競輪開催ごとに定める。

第三十一条を次のように定める。

第三十一条 一日の競走回数は十回以内とする。但し、自転車競技法施行規則第四條の四第一項第六号但書に基き競走の種類を定める件(昭和二十八年通商産業省告示第七十三号)に定める種類の競走を二回以上実施する場合には、規則第四條の四第一項第六号但書の定めるところに従い、十二回とすることができ。

第三十五条第一項中「総額六千円以上」を「総額一万円以上」に改める。

第三十六条中「抽籤により」を削る。

第三十七条第二項第三号中「連合会」を「日本自転車振興会」に改める。

第三十九条第二号を次のように改める。

二 使用自転車登録規則の定めるところにより登録されたものでなかつたとき

第四十条中「抽籤により」を削る。

第四十二条中「県管競輪公報をもつて発表する。」を「公表する。」に改める。

第五十四条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による再発走は、選手の責に帰することができない場合を除き、二回をこえてはならない。

3 審判委員は、再度不正な発走をなした選手又は指示に従わない選手を、その回の競走から除外することができる。

第六十三条中「但し、」の下に「地面から離れて進行方向に向つていない自転車

とともに決勝線に到着した選手」を加える。

第六十五条第一項を次のように改める。

左の各号の一に該当する場合においては、その選手は失格とする。

一 第四十八条及び第五十五条の規定に違反したとき

二 第五十六条から第六十二条までの規定に違反したとき

三 不正な競走をし、又はその協定をしたとき

第六十五条第三項中「第一項第二号」を「第一項第三号」に改める。

第六十六条第一項中「前条第一項第二号及び第三項」を「前条第一項第一号及び第三号並びに第三項」と改める。

第七十条及び第七十一条を次のように改める。

第七十条 前条各号の異議は、それぞれ左に定めるところに従い、書面をもつてこれを申し立てなければならぬ。但し、緊急やむを得ない場合は、口頭をもつて申し立てた後書面をもつてすることが出来る。

一 第一号の異議は、勝者の確定までに審判委員に。

二 第二号の異議は、行為があつた日から一月以内に当該競輪開催中は審判委員に、当該競輪終了後は知事に。

第七十一条 第六十九条の異議の裁決を行う者は、それぞれ左の各号に定めるところによるものとする。

一 第一号の異議は、審判委員

二 第二号の異議は、当該競輪開催中は委員長、当該競輪終了後は知事

第七十五条第二項の次に次の一項を加える。

3 審議会の議事規程は、会長が定める。

第七十八条第二項中「発行者名、競輪場名、競輪施行の年月日及び入場料金額」を「競輪場名及び競輪施行年月日」に改める。

第七十九条を次のように改める。

第七十九条 法第六条但書の規定による無料入場者は左の各号に掲げる者のうちから一日につき百人以内の範囲において知事が許可する。

一 国会議員

二 県議會議員

三 関係官公庁の職員

四 日本自転車振興会の役職員及び振興会の会員
五 報道関係者

六 競輪場内の売店の従業員

七 その他委員長が必要と認めた者

2 前項の無料入場者には、無料入場証を交付する。

2 競輪場内にいる者に対しては、入場券の検札及び無料入場証並びにき章等の検査を行う。

第八十一条第一号中「自転車競走」を「競輪」に、第四号中「警察吏員」を「消防官」に改める。

第八十二条及び第八十三条を次のように改める。

第八十二条 自転車競走路及びその内側、審判室、開催執務委員控室、番組編成室、揭示場、勝者投票券発売所並びに払戻金交付所にはそれぞれその事務に従事する者又は委員長が許可した者でなければいけない。

2 左の各号に掲げる者でなければ、競輪を開催している競輪場の選手控室、検査室、自転車保管場及び自転車修理場に入ることができない。

一 第八十一条第一号及び第二号に掲げる者

二 当該競輪に出場する選手

三 その他委員長が許可した者

第八十三条 左の各号の一に該当する者は、競輪を開催している日に、その競輪場に入場し、又は立ち入ることができない。

一 入場券、無料入場証、き章、腕章又は通行証を持っていない者

二 入場を禁止されている者

三 他人の迷惑となる服装をし、又は言動をする者

第八十四条を第八十五条とし、第八十三条の次に次の一条を加える。

第八十四条 場内取締委員は、すでに入場している者が左の各号の一に該当する場合においては、競輪場から退場を命ずることができる。

一 違法な行為をし、又はしようとした者

二 競輪の実施を妨げる行為をし、又はしようとした者

三 競輪場内の秩序を乱した者

四 競輪場内で業として競輪の予想をし、又は委員長の許可を受けないで物品を販売した者

五 法第十八条各号、法第十九条各号及び法第二十条各号に掲げる者

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、その日においてはふたたび競輪場に入場することができない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十一条の改正規定は、昭和三十三年十月一日から施行する。

茨城県規則第八号

茨城県自転車競走勝者投票及び払戻規則の一部を改正する規則を公布する。

昭和三十三年三月二十六日

茨城県知事 友 木 洋 治

茨城県自転車競走勝者投票及び払戻規則の一部を改正する規則

茨城県自転車競走勝者投票及び払戻規則（昭和二十八年茨城県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項を次のように改める。

車券の発売及び払戻金の交付は自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）、自転車競技法施行規則（昭和二十三年商工省令第二十八号。以下「規則」という。）及び茨城県営自転車競技条例（昭和二十五年茨城県条例第一号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第二条を次のように改める。

第二條 削 除

第三条中「及び連勝式勝者投票法の三種とし、」を「連勝単式勝者投票法及び連勝複式勝者投票法の四種とし、」に改める。

第四条を次のように改める。

第四條 削 除

第五条第一項中「及び連勝式車券とし、」を「連勝単式車券及び連勝複式車券と

し、」に改め、

同条第二項中「連勝式勝者投票法」を「連勝単式勝者投票法及び連勝複式勝者投票法」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第八条第一項中「連勝式車券を買おうとする者は、自分の欲する組の示してある連勝式車券発売窓口において、」を「連勝単式車券を買おうとする者は、自分の欲する組を示してある連勝単式車券発売窓口において、連勝複式車券を買おうとする者は、自分の欲する組を示してある連勝複式車券発売窓口において、」に改め、

同条第二項中「連勝式車券を買おうとする者は、連勝式車券発売窓口において、」を「連勝単式車券を買おうとする者は、連勝単式車券発売窓口において、連勝複式車券を買おうとする者は、連勝複式車券発売窓口において、」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条 連勝単式勝者投票法のみ又は連勝複式勝者投票法のみを用いる場合において、出走すべき選手が五人以上あるときは、一回の競輪の開催ごとに規則附録第二から附録第七までのいずれか一の例により連勝式番号をつけることができる。

2 連勝単式勝者投票法及び連勝複式勝者投票法をあわせ用いる場合において、出走すべき選手が五人以上あるときは、一回の競輪の開催ごとに規則附録第五から附録第七までのいずれか一の例により連勝式番号をつけることができる。ただし、この場合は、これらの投票法について同一の連勝式番号をつけるものとする。

第十一条中「連勝式においては」を「連勝単式及び連勝複式においては連勝単式及び連勝複式別に」に改める。

第十二条第三項中「連勝式勝者投票法」を「連勝単式勝者投票法及び連勝複式勝者投票法」に改め、

同条第四項中「連勝式車券」を「連勝単式車券及び連勝複式車券」に、「連勝式勝者投票」を「連勝単式勝者投票及び連勝複式勝者投票」に改める。

第十三条中「前項」を「前条」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第十六条第一項中「四人以下であるときは、第一着となつた選手を、」を削る。

第十七条を次のように改める。

第十七条 連勝単式勝者投票法においては、第一着及び第二着となつた選手をその順位で一組として勝者とし、勝者をその着順どおり表示した車券に対し払戻金を交付するものとする。

2 第一着となつた選手が二人以上あるときは、そのおのおのを一組としたものを勝者とし、その各選手を相互に表示した各車券は対し払戻金を交付するものとする。

3 第一着となつた選手が一人で第二着となつた選手が二人以上あつたときは、第一着の選手と第二着となつた各選手とをその着順どおり表示した各車券に對し払戻金を交付するものとする。

第十七条の次に次の一条を加える。

第十七条之二 連勝複式勝者投票法においては、第一着及び第二着となつた選手を一組として勝者とし、その各選手を相互に表示した各車券に對し払戻金を交付する。

2 第一着となつた選手が二人以上あるときは、そのおのおのを一組としたものを勝者とし、その各選手を相互に表示した各車券に對し払戻金を交付するものとする。

3 第一着となつた選手が一人であつて、第二着となつた選手が二人以上あるときは、第一着となつた選手及び第二着となつた各々の選手を一組としたものを勝者とし、その各選手を相互に表示した各車券に對し払戻金を交付するものとする。

第十八条第一項中「及び連勝式勝者投票法」を「連勝単式勝者投票法及び連勝複式勝者投票法」に、「連勝式車券」を「連勝単式車券及び連勝複式車券」に改める。

第二十条中「及び連勝式車券」を「連勝単式車券及び連勝複式車券」に改める。
第二十一条第一項中「連勝式」を「連勝単式及び連勝複式」に、「附録第一」を「規則附録第一」に改める。

第二十三条を次のように改める。
第二十三条 削除

第二十七条中「決勝審判委員」を「決勝審判員」に改める。
附録第一から附録第四までを削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

茨城県告示第二百五十五号

左記の者は美容師名簿に登録した。

昭和三十三年三月二十六日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

登録番号	登 録 年月日	住 所	氏 名	免許番号及 保健所名
第五、七四号	昭和三十三年三月六日	石岡市大字石岡一八七	石崎 カツ	石岡保健所 五、六八
〃 五、七五号	〃	東京都品川区荏原三の二	黒沢 福男	〃 五、六九
〃 五、七六号	〃	中野区坂山町六四	桜井 ヨシ子	〃 五、七〇
〃 五、七七号	〃	大田区木蒲田四の二	久保田道子	〃 五、七一
〃 五、七八号	〃	〃 馬込町四の五	水落 正枝	〃 五、七二
〃 五、七九号	〃	〃 世田谷区経堂町三三	唐沢 順子	〃 五、七三
〃 五、八〇号	〃	〃 西、岩瀬町太田二〇	井上 政子	〃 五、七四

茨城県告示第二百五十六号

左記の者は美容師名簿に登録した。

昭和三十三年三月二十六日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

登録番号	登 録 年月日	住 所	氏 名	免許番号及 保健所名
第三、四二号	昭和三十三年三月六日	東京都墨田区吾儘町 四八の五	清水 光子	第三、三三三号
〃 二、四三三号	〃	〃 豊島区池袋三の二〇五	井上 幸子	〃 二、三八四号
〃 二、四三三号	〃	〃 豊島区池袋三の二〇五	瀬間 静代	〃 二、三八五号

茨城県告示第二百五十七号

被害開拓農家営農資金利子補給金交付要綱を次のように定める。

昭和三十三年三月二十六日

茨城県知事 友 末 洋 治

被害開拓農家営農資金利子補給金交付要綱

第一 知事は開拓地における農業の健全な発展に資するため被害開拓農家営農資金の延滞額について、予算の範囲内において利子補給を行うものとし、その交付に關しては、補給金等に係る予算の執行の適正化に關する法律（昭和三十年法律第一七九号、以下「法」という）、補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律施行令（昭和三十年政令第二五五号、以下「令」という）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第一八号、以下「規則」という）及びこの要綱に定めるところによる。

第二 この要綱において「振興法」とは、開拓営農振興臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）をいう。

2 この要綱において「振興法施行令」とは開拓営農振興臨時措置法施行令（昭和三十三年政令第二百二十九号）をいう。

3 この要綱において「被害開拓農家営農資金」とは、振興法第二条第一項に規定する開拓者が振興法第三条第一項の営農改善資金（以下「営農改善資金」という。）により返済する同条第二項に規定する経営資金をいう。

4 この要綱において「延滞額」とは、被害開拓農家営農資金の額のうち、営農改善資金により返済される日までにすでに割賦金の弁済期日が到来し、なお未弁済の額（融資元本に係るものに限る。）をいう。

5 この要綱において「開拓営農振興組合」とは、振興法第二条第一項に規定する開拓営農振興組合のうち、昭和三十三年三月三十一日までに同項の振興計画につき同項の規定により承認をうけたものをいう。

第三 第一に規定する利子補給は県が、茨城県開拓農業協同組合連合会（以下「融資機関」という。）との契約により、当該融資機関が開拓営農振興組合に対し被害開拓農家営農資金に充てるために貸し付けた資金であつて被害開拓農家営農資金の延滞に伴い延滞した額について行うものとする。

2 前項の利子補給は、当該被害開拓農家営農資金の割賦金の弁済期日の翌日（弁済期日が昭和三十三年三月三十一日以前の場合にあつては、昭和三十三年四月一日）から当該被害開拓農家営農資金を返済するための営農改善資金が貸し付けられた日（貸付の日が昭和三十三年四月一日以降の場合にあつては、昭和三十三年三月三十一日）または当該被害開拓農家営農資金の最終償還期限のどちらか早い日まで（ただし、前号に定める利子補給の額が昭和三十三年度予算の額をこえる見込みがあると認められるときは、知事が別に定める期日）までとする。

3 第一に規定する利子補給は被害開拓農家営農資金の種類ごとに、それぞれ次の表に掲げる額の範囲内とする。

資金の種類	利子補給の範囲
振興法施行令第七条各号のうちに掲げる経営資金	同上の資金で貸付の利率が振興法五厘以内に定め
一 昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融資に関する特別措置法（昭和二十八年	第三条の規定により年五分五厘以内に定められている

法律第二百七十四号）第二条第一項の経営資金（同条第二項の規定により同条第一項の経営資金とみなされるものを含む。）

二 昭和三十年四月及び五月の凍霜害、水害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和三十年法律第四十五号）第二条第二項の営農資金

三 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第三十六号）第二条第三項の経営資金（同条第四項の規定により同条第三項の経営資金とみなされるものを含む。）のうち次の資金

1 昭和三十年八月から十月までの天災による経営資金（昭和三十年政令第二百九十号）	年六分
2 昭和三十一年四月から六月までの天災による経営資金（昭和三十一年政令第百六十六号）	年五分
3 昭和三十一年夏の低溫等についで天災による経営資金（昭和三十一年政令第三百四十四号）	年四分五厘

第四 融資機関が第一の利子補給を受けようとするときは、様式第一号により知事に正副二通提出するものとする。

2 前号による利子補給の精算は様式第二号によるものとする。

第五 知事は融資機関に対し利子補給の目的達成のために必要な条件を付しその他必要な指示をすることがある。

様式第一号 補給金交付申請書

様式第二号 事業成績書

1 事業の変更、取消

2 補給金の返還

3 補給金による末端農家の軽減措置

様式第一号

利子補給金交付申請書

代 表 者	名 称	住 所
-------------	--------	--------

茨城県知事

殿

被害開拓農家営農金利子補給金交付要綱に基く左記金利子補給金の交付を受けたいので申請します。

記

利子補給金 金 門也

様式第一号の2

(1) 被害開拓農家営農資金延滞額利子補給計画表（または実績書）

融機	資名	営の 農資 金別	営の 農資 金分 区	利子補給対 象延滞額の 平均残高	県の利子 率 補給(C)	県の利子 額 補給(A)×(C)=(B)
合	計					

注

- 1 管農資金の種別は、振興法施行令第七条各号に掲げる資金の別とする。
- 2 管農資金の資金区分は、被害開拓農家に対する貸付利率の別（5分5厘以内と3分5厘以内の資金）とする。

(2) 利子補給計画計算明細表（または実績書）

[illegible]

様式第一号の3

被唐開拓農家營農資金利子補給收支予算書（または決算書）

(I) 収入の部

分	補給金額	備考

(2) 支出の部

資金の種類別	資金の区分	補給額	備考

様式第一号の四

利子補給金請求書

一金 円也
ただし昭和 年 月 日付県指令第 号による利子補給金
右請求します。

昭和 年 月 日

住所
名称
代表者

茨城県知事

殿

図

様式第二号

利子補給事業成績書

利子補給実績書 (様式第一号の二の(1)(2)は準ずる)
利子補給収支決算書 (様式第一号の三の(1)(2)に準ずる)

茨城県告示第二百五十八号

旅行あつ旋業法第二十一条及び旅行あつ旋業者営業保証金規則第八条の規定により次のように公告する。

昭和三十三年三月二十六日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

- (一) 登録番号 登録邦人第八十三号
- (二) 住所及び名称または氏名 水戸市北三の丸一一九番地 林業会館内 平 根 宏
- (三) 商 号 日本文化観光協会

- (四) 主たる営業所の位置及び名称 水戸市北三の丸一一九番地 日本文化観光協会
- 二 (一) 登録の年月日 昭和三十三年九月四日
- (二) まつ消の年月日 昭和三十三年三月十日

三 営業保証金の額 金五万円也

四 前各号の営業保証金につき旅行あつ旋業法第十七条第一項の権利を有する者は本公告の日から六月以内にその債権の額、債権発生の事実並びに住所及び氏名を記載した申出書二通を提出されたい。

五 申出書の提出がないときは営業保証金は取りもどされる。

茨城県告示第二百五十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により昭和三十三年三月二十五日をもつて次のとおり医療機関を指定した。

昭和三十三年三月二十六日

茨城県知事 友 末 洋 治

所 在 地	名 称
那珂郡美和村字檜沢房の内 三、六二二	美和村国民健康保険直営檜沢診療所

茨城県告示第二百六十号

昭和三十三年四月一日から西茨城郡友部町の区域のうち次の区域を同郡笠間町に編入する。

昭和三十三年三月二十六日

茨城県知事 友 末 洋 治

西茨城郡友部町大字平町字沓五郎一、三一八 一、三一九 一、三一九の一

一、三三〇から一、三三四まで 一、三三四の一 一、三三五から一、三三七まで
一、三三七の一 一、三三八の一 一、三三八の二 一、三三九から一、三三五まで
一、三三五の一 一、三三六 一、三三六の一 一、三三七から一、三三四〇まで
一、三四二 一、三四四 一、三四五の二 一、三四六 一、三四八 一、三四九
一、三四九の一 一、三四九の二 一、三五〇 一、三五〇の一 一、三五〇の二
一、三五二 一、三五四から一、三五七まで 一、三六一 一、三六二 一、三六二の一
一、三六三の一 一、三六三の二 一、三六四から一、三六七まで 一、三六七の一
一、三六八から一、三七〇まで 一、三七〇の一 一、三七〇の二 一、三七一から一、三七四まで
一、三七四の一 一、三七五 一、三七六 一、三七六の一 一、三七七から一、三八〇まで
字北山一、四一六の二から一、四一六の六まで。

茨城県告示第二百六十一号

昭和三十三年四月一日から東茨城郡大洗町神山町地先の公有水面埋立地四〇四・六五二坪の所屬未定地を同郡大洗町に編入する。

昭和三十三年三月二十六日

茨城県知事 友 末 洋 治

公告

◎二級建築士第二次選考合格者について

茨城県二級建築士第二次選考合格者は左のとおりである。

昭和三十三年三月二十六日

茨城県知事 友 末 洋 治

第二次無考査合格者

合格番号	受付番号	氏名	合格番号	受付番号	氏名
七	一	関 清	一一二	一	小山 六蔵
九三	一	黒沢源一郎	一一三	二	長峰 善衛
九四	五	桜井 三郎	一一四	三	羽生 平
九五	六	住谷 博三	一一五	四	宮内 正雄
九六	七	皆川 斌	一一六	五	実川 直司
九七	八	菅谷勤次郎	一一七	六	柏葉 昇
九八	一〇	荒井 安三	一一八	七	板垣 昇
九九	一二	橋本平三郎	一一九	八	岡里 昇吉
一〇〇	一三	粕川 幸	一二〇	九	五来 栄吉
一〇一	一四	柿沼久磨太	一二一	一〇	水越 留吉
一〇二	二一	植竹山之助	一二二	一一	市村 市蔵
一〇三	二三	黒川 市郎	一二三	一二	大窪 三郎
一〇四	二五	橋本藤一郎	一二四	一三	根本喜八郎
一〇五	二六	松沼 康弼	一二五	一四	齊藤 勇市
一〇六	二七	渡辺 文二	一二六	一五	中井 和夫
一〇七	二八	桜井福太郎	一二七	一六	乙川 清作
一〇八	三二	吉中榮五郎	一二八	一七	益子 公明
一〇九	三三	青木助次郎	一二九	一八	齊藤 安次
一一〇	三四	金久保清太郎	一三〇	一九	久保田三雄
一一一	三五	高橋和三郎	一三一	二〇	渡辺 慶一
一一二	三六	渡辺新太郎	一三二	二一	戸村 正男
一一三	三八	高島 多蔵	一三三	二二	江面 信蔵
一一四	三九	大原 明	一三四	二三	田辺 忠義
一一五	四三	田辺徳次郎	一三五	二四	高杉 栄蔵
一一六	四六	立原 松男	一三六	二五	寺嶋三之助
一一七	四七	箕輪 一二	一三七	二六	藤田喜代志
一一八	四八	根本常太郎	一三八	二七	見代 考
一一九	四九	宮内 準	一三九	二八	高橋 勤
一二〇	五〇	石島 源市	一四〇	二九	大昌 周平
一二一	五二		一四一	三〇	桜井 万一

七	五二	九四	直崎 定雄	一八二	一三九	豐島 丈夫	二二二	一七九	伊藤 定雄	二四二	二二八	大月 一男
五三	九五	前川 忠雄	一八三	一四一	渡辺 次男	二二三	一八〇	鈴木 勘一	二四三	二二〇	小島 幸吉	
五四	九七	片岡 鉄	一八四	一四二	伊藤徳太郎	二二四	一八一	佐谷秀三郎	二四四	二二一	池田 辰男	
五五	九九	佐藤 昇	一八五	一四三	小林 信一	二二五	一八二	西村竹次郎	二四五	二二二	山崎三之助	
五六	一〇一	篠塚 勝男	一八六	一四四	石田 善吉	二二六	一八六	落合 榮寿	二四六	二二三	山崎 角藏	
五七	一〇四	北村 重俊	一八七	一四五	新井 新藏	二二二	一八七	中野亥三郎	二四七	二二四	東原千子郎	
五八	一〇五	宮崎 諒	一八八	一四七	久保木 清	二二八	一八八	清水 常彦	二四八	二二五	江幡 藤吾	
五九	一〇六	片岡 茂	一八九	一四八	鴨川 庄吉	二一九	一八九	山形 俊夫	二四九	二二六	久田 定吉	
六〇	一〇七	奥田初太郎	一九〇	一五一	大内 徳重	二二〇	一九〇	松本 幸治	二五〇	二二八	小父内栄一	
六一	一〇八	湯淺 信	一九一	一五二	高木四郎左衛門	二二一	一九一	武藤泰一郎	二五一	二二九	海老沢浅次郎	
六二	一〇九	関根 清	一九二	一五三	近藤 元吉	二二二	一九二	川尻 重刀	二五二	二三〇	雜賀 松男	
六三	一一〇	石津清五郎	一九三	一五四	秋山 清次	二二三	一九四	多田 弘	二五三	二三一	松沢 茂	
六四	一一一	寛 蘭延	一九四	一五五	前島 広	二二四	一九五	横瀬 鉄一	二五四	二三三	村田 兵次	
六五	一一三	岩間 末吉	一九五	一五六	石塚 友七	二二五	一九七	赤井 寅雄	二五五	二三四	加瀬 四郎	
六六	一一四	箕川寅之介	一九六	一五七	松浦 敏男	二二六	一九八	平山 清	二五六	二三五	加藤 徳三	
六七	一一五	山中 勝一	一九七	一六一	酒井 孝造	二二七	一九九	塩入 房三	二五七	二三六	室間 国義	
六八	一一六	青木彦次郎	一九八	一六二	佐藤 正雄	二二八	二〇〇	保坂喜一郎	二五八	二三七	小沢 浅男	
六九	一一七	塚原 新	一九九	一六三	嶋田 熊二	二二九	二〇一	雨沢 松吉	二五九	二三九	熊倉 保之	
七〇	一一八	渡辺 源吉	二〇〇	一六六	大高 森長	二三〇	二〇二	加藤 進	二六〇	二三九	熊倉 男	
七一	一一九	井西 福一	二〇一	一六七	五来 末吉	二三一	二〇五	荒井 長次	二六一	二四一	加藤 定義	
七二	一二〇	寺内理三郎	二〇二	一六八	宮部 孝治	二三二	二〇六	加藤 勇	二六二	二四二	野上 近二	
七三	一二三	川島順之助	二〇三	一六九	篠塚 丈次	二三三	二〇八	鬼沢種太郎	二六三	二四三	塙 正時	
七四	一二四	松本 誠造	二〇四	一七〇	齊藤 一造	二三四	二〇九	大岡 新作	二六四	二四五	小池初太郎	
七五	一二七	松崎亥之助	二〇五	一七一	小野徳太郎	二三五	二一一	湯淺 等	二六五	二四七	小田倉繁吉	
七六	一二八	松塚 多壱	二〇六	一七二	根本 政和	二三六	二一二	久野 金治	二六六	二四九	綿引 利政	
七七	一二九	大塚長次郎	二〇七	一七三	五木田文吉	二三七	二二三	深作 義男	二六七	二五〇	松尾賢次郎	
七八	一三〇	入江 貞一	二〇八	一七四	木村 政雄	二三八	二二四	中村 五郎	二六八	二五一	和田徳之介	
七九	一三一	市川 留吉	二〇九	一七五	川口 恵一	二三九	二二五	水越 重男	二六九	二五二	黒沢 森	
八〇	一三二	松塚 清	二一〇	一七六	遠藤 精司	二四〇	二二六	足立 幸七	二七〇	二五三	松本 重夫	
八一	一三八	中村 三郎	二一一	一七七	舗木 武一	二四一	二二七	久野 亀松	二七一	二五五	二瓶 常吉	

二七二	二七三	二七四	二七五	二七六	二七七	二七八	二七九	二八〇	二八一	二八二	二八三	二八四	二八五	二八六	二八七	二八八	二八九	二九〇	二九一	二九二	二九三	二九四	二九五	二九六	二九七	二九八	二九九	三〇〇	三〇一	
大和田喜幸	菊地利雄	小松崎福松	司代忠雄	黒沢清三郎	菊地啓三郎	益子強介	増淵藤二	箭内善七	笹島勇	木名瀬一郎	松本豊英	八重樫喜一郎	中島金蔵	梶山進	小島源助	栗原義英	中村一徳	相田利仲	大貫欣次	坂本武	柳生一	後藤末吾	野田徳五郎	橋本政太郎	水野義彌	諏訪勝雄	皆藤正三	稲田恒重	川澄栄	
二五七	二五八	二五九	二六〇	二六五	二六六	二六七	二六八	二六九	二七一	二七二	二七四	二七五	二七六	二七九	二八〇	二八一	二八二	二八三	二八六	二八八	二九〇	二九一	二九二	二九四	二九五	二九七	二九八	二九九	三〇二	
三〇二	三〇三	三〇四	三〇五	三〇六	三〇七	三〇八	三〇九	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	三一〇	
三四四	三四五	三四六	三四七	三四八	三四九	三五一	三五一	三五一	三五一	三五一	三五一	三五一	三五一	三五一	三五一	三五一	三五一	三五一	三五一	三五一	三五一	三五一	三五一	三五一	三五一	三五一	三五一	三五一	三五一	
高橋利	沼田信之介	岡野英男	伊藤田吉	長山重三	庄司三之助	小川康久	飯村末吉	宇田美次	生田弘目	鬼越重吉	小野崎斧吉	鈴木好雄	青木一郎	山岸康志	沼倉運一	柴田清重	渡辺守次	蛭田忠次郎	関代四郎	齊川松三郎	市村豊太郎	河野三之助	本多武	林実	野上忠孝	鯨岡一郎	伊藤要四郎	高橋幸次郎	谷島万次郎	
三三二	三三三	三三四	三三五	三三六	三三七	三三八	三三九	三四〇	三四一	三四二	三四三	三四四	三四五	三四六	三四七	三四八	三四九	三五〇	三五〇	三五〇	三五〇	三五〇	三五〇	三五〇	三五〇	三五〇	三五〇	三五〇	三五〇	三五〇
三五〇	三五五	三五七	三五九	三六〇	三六一	三六二	三六三	三六四	三六五	三六六	三六七	三六八	三六九	三七〇	三七五	三七八	三七九	三八〇	三八三	三八五	三八六	三八七	三八八	三八九	三九〇	三九二	三九四	三九六	三九八	四〇一
伊藤大平	滝文雄	吉田清重	箕川善也	吉田福次郎	石井幸吉	古橋忠弘	金沢義雄	永井忠雄	高橋岩男	大面晃吉	田中国義	根本秋雄	川喜田効	助川静夫	鉄庄太郎	桑島栄	村田孝蔵	佐川一男	梁瀬伝	舟生市治	後藤武	佐藤鉦三	芳賀章	袴塚三郎	谷政喜	伊藤慶太	石川浄	関一郎	宮田安正	
三六二	三六三	三六四	三六五	三六七	三六七	三六八	三六九	三七〇	三七一	三七二	三七三	三七四	三七五	三七六	三七七	三七八	三七九	三八〇	三八一	三八二	三八三	三八四	三八五	三八六	三八七	三八八	三八九	三九〇	三九一	
四〇二	四〇三	四〇四	四〇七	四一〇	四一一	四一二	四一三	四一四	四一六	四一八	四二四	四二五	四二六	四二七	四二八	四二九	四三〇	四三一	四三四	四三六	四三八	四三九	四四〇	四四四	四四五	四四七	四四八	四五〇	四五二	
高野享	鈴木寛之介	渡辺省三郎	森川金次郎	細谷晴一	作山清美	海老原鉄雄	山田実雄	根本喜三郎	中山貞雄	飛田芳蔵	平野孫三	笹木実	櫻村巖	村山正三	藤代吉雄	樋口庫太	野口勘五郎	庄司富雄	照沼武之介	小林広	諸橋義雄	岡崎源谷	真家庄一	伊藤長吉	相賀源六	坂田徹	坂場治衛門	小松崎政一	村上雄比虎	

七	三九二	四五四	杉山 好造	四二二	五〇四	山崎彌太郎	四五二	五四三	大曾根清吉	四八二	五九〇	関 文
三九三	四五五	平沢 忠保	四二三	五〇七	新宮源太郎	四五三	五四四	五九二	沼田 清	四八三	五九二	沼田 清
三九四	四五六	小松崎常吉	四二四	五〇九	小林 勇	四五四	五四五	五九三	助川 保三	四八四	五九三	助川 保三
三九五	四五七	栗田 大介	四二五	五一〇	羽成 安邦	四五五	五四六	五九四	安達 龜吉	四八五	五九四	安達 龜吉
三九六	四五八	大和田拾松	四二六	五一一	石井 正雄	四五六	五四七	五九六	根本 英	四八六	五九六	根本 英
三九七	四五九	川又 春雄	四二七	五一三	松本 林	四五七	五四七	五九七	沢昌 正己	四八七	五九七	沢昌 正己
三九八	四六二	稲野辺權造	四二八	五一五	加藤春次郎	四五八	五四二	五九九	山田富次郎	四八八	五九九	山田富次郎
三九九	四六三	仲野多賀雄	四二九	五一六	草野 仲平	四三九	五四三	六〇〇	菊地 千代	四八九	六〇〇	菊地 千代
四〇〇	四六九	戸塚 正	四三〇	五一七	飯塚 武男	四六〇	五四四	六〇一	松山 末次	四九〇	六〇一	松山 末次
四〇一	四七三	皆川 義雄	四三一	五一八	古谷恒三郎	四六一	五四五	六〇二	倉持小太郎	四九一	六〇二	倉持小太郎
四〇二	四七五	海野 登	四三二	五二〇	黒沢源次郎	四六二	五四六	六〇六	稲野辺 利	四九二	六〇六	稲野辺 利
四〇三	四七七	檜山 米吉	四三三	五二一	久保田三郎	四六三	五四九	六〇七	中島 実	四九三	六〇七	中島 実
四〇四	四七九	高木 信一	四三四	五二二	久保田伊佐男	四六四	五六〇	六〇八	木村菊一郎	四九四	六〇八	木村菊一郎
四〇五	四八〇	高嶋清太郎	四三五	五二三	矢須 保	四六五	五六一	六〇九	児島 一郎	四九五	六〇九	児島 一郎
四〇六	四八二	中奥 益芳	四三六	五二四	小沼勝次郎	四六六	五六三	六一一	小林五三男	四九六	六一一	小林五三男
四〇七	四八三	鈴木 清治	四三七	五二五	清水 朝	四六七	五六五	六一二	井の崎武夫	四九七	六一二	井の崎武夫
四〇八	四八四	木沢 幸衛	四三八	五二六	角田 実	四六八	五六七	六一三	関口 昭二	四九八	六一三	関口 昭二
四〇九	四八五	木沢 秀雄	四三九	五二七	松井 一男	四六九	五六八	六一四	佐藤 平吉	四九九	六一四	佐藤 平吉
四一〇	四八六	杉山 豊盛	四四〇	五二八	久保田今朝武	四七〇	五七〇	六一五	伊藤亀次郎	五〇〇	六一五	伊藤亀次郎
四一一	四八七	石塚 義雄	四四一	五二九	篠塚正太郎	四七一	五七三	六一六	小又 四男	五〇一	六一六	小又 四男
四一二	四八八	荒野 男	四四二	五三〇	神永 四郎	四七二	五七六	六一七	安部幸太郎	五〇二	六一七	安部幸太郎
四一九	四八九	二川 義雄	四四三	五三二	立原喜惣治	四七三	五七九	六一八	岡野 清一	五〇三	六一八	岡野 清一
四一四	四九一	佐藤 修六	四四四	五三三	藤代 欣嗣	四七四	五八〇	六一九	石田 兵庫	五〇四	六一九	石田 兵庫
四一五	四九三	篠崎 七郎	四四五	五三五	関 繁次	四七五	五八一	六二〇	横塚 清	五〇五	六二〇	横塚 清
四一六	四九四	山田 一	四四六	五三七	大久保幸市	四七六	五八二	六二一	青木 撰男	五〇六	六二一	青木 撰男
四一七	四九七	浅野高三郎	四四七	五三八	青木 仲司	四七七	五八三	六二二	秋元 鈴吉	五〇七	六二二	秋元 鈴吉
四一八	四九八	新井正太郎	四四八	五三九	加藤 幸助	四七八	五八四	六二四	菊地 老	五〇八	六二四	菊地 老
四一九	五〇一	飯田 吉蔵	四四九	五四〇	山口喜太郎	四七九	五八七	六二五	堀江 古寿	五〇九	六二五	堀江 古寿
四三〇	五〇二	小池 義雄	四五〇	五四一	青木 明吉	四八〇	五八八	六二六	吉田 仙吉	五一〇	六二六	吉田 仙吉
四二一	五〇三	木村 銀三	四五一	五四二	吉田 力	四八一	五八九	六二七	金安 正蔵	五一一	六二七	金安 正蔵

五二二	六二八	伊藤 政三	五二二	六七〇	戸井田義忠	七〇四	六〇二	七四八	柴 信三郎
五二三	六二九	梶原 薫	五四三	六七一	蘭部七之介	七〇五	六〇三	七四九	泉和田治八
五二四	六三一	岩見 幸一	五四四	六七三	片岡喜代三郎	七〇六	六〇四	七五〇	神郡 藤造
五一五	六三三	富田米五郎	五四五	六七四	関根 三郎	七〇七	六〇五	七五一	中島 義市
五一六	六三四	人見 哲三	五四六	六七六	土田止五郎	七一〇	六〇六	七五二	程塚 幸吉
五一七	六三五	吉久保文男	五四七	六七七	内山 力男	七一二	六〇七	七五四	江幡 信寿
五一八	六三六	磯崎 倉吉	五四八	六七八	藤島 俊夫	七一四	六〇八	七五六	鳥羽 保
五一九	六三七	山田 孝一	五四九	六七九	車田常太郎	七一七	六〇九	七五九	倉持 惠保
五二〇	六三九	江井仙次郎	五五〇	六八〇	坪 国之介	七一八	六一〇	七六〇	磯部平八郎
五二一	六四〇	江井仙次郎	五五一	六八一	小泉銀三郎	七一九	六一一	七六一	飯島 明三
五二二	六四一	櫻村 朝吉	五五二	六八二	篠原 助八	七二〇	六一二	七六二	佐久間金治
五二三	六四二	八文字庄吉	五五三	六八三	笹山 清	七二二	六一三	七六三	山本 鶴夫
五二四	六四三	佐藤繁之助	五五四	六八四	井上 弘	七二三	六一四	七六五	高信 銀藏
五二五	六四四	福地 午藏	五五五	六八五	提 万次郎	七二四	六一五	七六六	小津 武男
五二六	六四七	大内 馬次	五五六	六八七	高中 庄一	七二六	六一六	八七一	小泉 三郎
五二七	六五一	渡辺 芳雄	五五七	六八八	大谷 勇一	七二七	六一七	七七二	古山 千秋
五二八	六五二	藤代孝太郎	五五八	六八九	木村兵三郎	七二九	六一八	七七六	小川 姓治
五二九	六五三	宮内辰之助	五五九	六九〇	星 一	七三〇	六一九	七七八	堀江 博
五三〇	六五五	皆川 三郎	五六〇	六九一	塚本 正	七三一	六二〇	七七八	岩佐 貞幹
五三一	六五六	友部 幸久	五六一	六九二	倉持竹次郎	七三二	六二一	七八一	根本 興平
五三二	六五八	高橋関太郎	五六二	六九三	野口浪之助	七三三	六二二	七八二	梅原 鋭
五三三	六六〇	大竹 一重	五六三	六九四	金子 芳春	七三四	六二三	七八三	小林福次郎
五三四	六六一	三宅 英郎	五六四	六九五	北村 利雄	七三五	六二四	七八五	高橋 秀吉
五三五	六六二	蔵品定次郎	五六五	六九六	大津 次雄	七三六	六二五	七八六	高場 幸二
五三六	六六三	鈴木 靖明	五六六	六九七	吉田 富三	七三七	六二六	七八七	平沢 勝雄
五三七	六六五	大貫 敏雄	五六七	六九九	荒井 正吾	七三八	六二七	七八八	石田 政雄
五三八	六六六	細谷 徳次	五六八	七〇〇	西山 金助	七四〇	六二八	七八九	井上 国幹
五三九	六六七	打越芳太郎	五六九	七〇一	小林 才雄	七四四	六二九	七九二	馬場 幸作
五四〇	六六八	常井 擁	五七〇	七〇二	辻 芳	七四六	六三〇	七九三	小野 徳藏
五四一	六六九	古沢 本春	五七一	七〇三	矢野倉徳松	七四七	六三一	七九四	

七	六三二	七九五	稲田 強	六六二	八三九	石井 辰雄	六九二	八八一	小松吉之助	七二二	九三〇	高橋 高義
六三三	七九六	大島 貫作	六六三	八四一	尾崎 正一	六九三	八八二	山口 芳郎	七二三	九三一	須藤 吉平	
六三四	七九八	大内勇太郎	六六四	八四三	安藤 広	六九四	八八三	大谷 正吉	七二四	九三二	野中朝治郎	
六三五	八一〇	近藤 秀和	六六五	八四四	川崎 秋夫	六九五	八八四	野村 憲次	七二五	九三三	三村 健造	
六三六	八〇二	小倉 文雄	六六六	八四六	森永 森夫	六九六	八八八	沢島 西松	七二六	九三六	藤代 正雄	
六三七	八〇三	菱沼正太郎	六六七	八四七	屋代 春吉	六九七	八九〇	吉田 三郎	七二七	九三八	藤代 孝一	
六三八	八〇五	立花 国雄	六六八	八四八	桑原 二郎	六九八	八九三	飯田貴一郎	七二八	九三九	海老原 巖	
六三九	八〇六	小松 松男	六六九	八五〇	村松 寧	六九九	八九四	須田 源一	七二九	九四〇	大高 宗次	
六四〇	八〇七	酒本 秀秋	六七〇	八五一	葛生 実	七〇〇	八九五	小林 清七	七三〇	九四一	綿引英三郎	
六四一	八〇八	黒沢 近	六七一	八五二	村松 嘉一	七〇一	八九六	大山 文吉	七三一	九四二	雨貝 五郎	
六四二	八一〇	関 己之松	六七二	八五三	小林 栄助	七〇二	八九七	岡田角之助	七三二	九四三	川和 由松	
六四三	八一四	寺門 徳松	六七三	八五四	中嶋慶之助	七〇三	九〇〇	小林 熊吉	七三三	九四四	大竹 秋松	
六四四	八一五	本滝 近	六七四	八五五	松川 豊	七〇四	九〇一	小林藤太郎	七三四	九四五	間宮 定吉	
六四五	八一六	小野 勇	六七五	八五六	菊地貞之助	七〇五	九〇二	安藤晴太郎	七三五	九四八	大和田 進	
六四六	八一七	高木 勇三	六七六	八五八	椎名 正雄	七〇六	九〇五	伊藤 与助	七三六	九四九	坂本憲太郎	
六四七	八一八	皆川国治朗	六七七	八五九	榎本 喜一	七〇七	九〇六	山本 吉蔵	七三七	九五〇	小室佐二郎	
六四八	八一九	七井 勝衛	六七八	八六〇	山崎 実	七〇八	九〇七	森 新一	七三八	九五一	戸村 末吉	
六四九	八二〇	関 藤吉	六七九	八六一	宮部 重	七〇九	九〇九	小林吉三郎	七三九	九五三	友部 清次	
六五〇	八二三	宇佐美 一	六八〇	八六三	中島 文夫	七一〇	九一〇	直井 初造	七四〇	九五四	菊地 富蔵	
六五一	八二五	根本 定	六八一	八六五	伊藤 謙吉	七一一	九一六	阿久津明一	七四一	九五六	杉田 元	
六五二	八二六	田畑 辰雄	六八二	八六六	大森 留吉	七一二	九一七	鈴木金次郎	七四二	九五八	中山 俊一	
六五三	八二八	和田 義雄	六八三	八六八	蛭原 重蔵	七二三	九一八	宇田 西松	七四三	九五九	加藤 善治	
六五四	八二九	櫻村 秀男	六八四	八六九	町田 善一	七二四	九二〇	助川孫四郎	七四四	九六〇	吉羽 知明	
六五五	八三〇	丹野 勇	六八五	八七一	坂部七三吉	七二五	九二一	米川松之助	七四五	九六一	岡野 繁一	
六五六	八三一	川松 康男	六八六	八七二	竹下 忠敏	七二六	九二二	佐川 好和	七四六	九六二	高島 義雄	
六五七	八三二	田所 忠	六八七	八七三	小松 明	七二七	九二三	加藤 允雄	七四七	九六五	根本 武夫	
六五八	八三三	川崎 節夫	六八八	八七四	中村 嘉平	七二八	九二四	八木 史郎	七四八	九六六	櫻井 喜一	
六五九	八三四	海津 清	六八九	八七五	今橋 二郎	七二九	九二五	中尾 平信	七四九	九六九	八文字 文	
六六〇	八三六	磯崎 長郎	六九〇	八七九	立花 彦一	七三〇	九二八	谷部 義男	七五〇	九七二	大内 直義	
六六一	八三八	中島稻四郎	六九一	八八〇	黒羽 巖	七三一	九二九	二瓶 好安	七五一	九七三	川前 新一	

七五二	九七五	吉成 義雄	七八二	一、〇四	広瀬 博	八二二	一、〇九	沼尻 増太郎	八四二	一、二〇	池田 義雄
七五三	九七六	小松崎 三太郎	七八三	一、〇五	黒沢 甲子郎	八二三	一、〇〇	沼尻 文吉	八四三	一、二三	嵐 武
七五四	九七七	飯田 松夫	七八四	一、〇六	飯島 東馬	八二四	一、〇三	小田部 忠永	八四四	一、二三	鶴見 誠
七五五	九七八	川上 保四郎	七八五	一、〇七	飯村 慶一	八二五	一、〇四	小林 清吉	八四五	一、二三	飯村 義
七五六	九八〇	藤枝 新次	七八六	一、〇八	佐谷 武	八二六	一、〇七	武村 貞五郎	八四六	一、二四	青木 喜悦
七五七	九八二	花塚 单司	七八七	一、〇九	田村 泰造	八二七	一、〇六	稲葉 竜三	八四七	一、二五	杉田 善吉
七五八	九八三	大野 弘毅	七八八	一、一〇	初沢 半三郎	八二八	一、〇九	鈴木 隆二郎	八四八	一、二六	柳田 浩一
七五九	九八五	小林 定雄	七八九	一、一一	飯塚 豊治	八二九	一、〇八	渡辺 英男	八四九	一、二七	田口 和平
七六〇	九八六	入江 進	七九〇	一、一二	渡辺 春二	八三〇	一、〇一	小林 茂	八五〇	一、二八	田中 市郎
七六一	九八七	小野友一郎	七九一	一、一三	小林 正太郎	八三一	一、〇二	村上 量一	八五一	一、二九	染谷 政七
七六二	九八八	富田 金四郎	七九二	一、一四	小村 治三郎	八三二	一、〇三	藤沢 丑之助	八五二	一、三〇	長沼 唯一
七六三	九八九	新井 寛治	七九三	一、一五	木村 忠四郎	八三三	一、〇四	上野 長太郎	八五三	一、三一	谷中 清四郎
七六四	九九〇	宮増 良男	七九四	一、一六	林 清吉	八三四	一、〇五	渡辺 米造	八五四	一、三二	桜井 菊雄
七六五	九九三	飯島 新	七九五	一、一七	谷仲 金吾	八三五	一、〇六	池田 虎市	八五五	一、三三	大和田 辰
七六六	九九五	萩野 重二	七九六	一、一八	岩崎 長治	八三六	一、〇七	柴 保一	八五六	一、三三	滝田 耕司
七六七	一、〇〇〇	溝口 直四郎	七九七	一、一九	小室 泰三	八三七	一、〇八	武村 猛男	八五七	一、三三	大吉 賢治
七六八	一、〇〇一	飛田 桂三	七九八	一、二〇	篠原 虎夫	八三六	一、〇九	沼田 安太郎	八五八	一、三三	中沢 潔
七六九	一、〇〇二	近藤 政義	七九九	一、二一	中島 幸作	八二九	一、〇六	柳田 伊三郎	八五九	一、三三	秋本 幸作
七七〇	一、〇〇三	野川 宇造	八〇〇	一、二二	増田 幸一	八三〇	一、〇七	武井 勝造	八六〇	一、三三	岸野 竹治
七七一	一、〇〇四	鬼沢 常太郎	八〇一	一、二三	鈴木 幸一	八三一	一、〇八	安高 喜一郎	八六一	一、三三	菊地 一二
七七二	一、〇〇五	齊藤 精	八〇二	一、二四	小峰 幸一郎	八三二	一、〇九	柴 勇三	八六二	一、三三	坂入 伸一
七七三	一、〇〇六	浦橋 静雄	八〇三	一、二五	村上 竹夫	八三三	一、一〇	井坂 正一	八六三	一、三三	粕谷 末吉
七七四	一、〇〇七	藤崎 孝吉	八〇四	一、二六	蛭田 定夫	八三四	一、一一	大塚 岩次	八六四	一、三三	齊藤 三位
七七五	一、〇〇八	男庭 久兵衛	八〇五	一、二七	山本 淳三	八三五	一、一二	大山 儀四郎	八六五	一、三三	宮田 米次
七七六	一、〇〇九	森田 賢司	八〇六	一、二八	石島 芳郎	八三六	一、一三	増淵 宗一郎	八六六	一、三三	飯野 一郎
七七七	一、〇一〇	鈴木 寧直	八〇七	一、二九	横須賀 直人	八三七	一、一四	市村 寅之助	八六七	一、三三	羽根田 八十吉
七八八	一、〇一〇	古川 政衛門	八〇八	一、三〇	針谷 徳治	八三八	一、一五	市村 寅之助	八六八	一、三三	瀬畑 留吉
七八九	一、〇一一	森戸 昭	八〇九	一、三一	大川 佐平	八三九	一、一六	大山 新兵衛	八六九	一、三三	押坂 栄
七八〇	一、〇一二	綿引 武英	八一〇	一、三二	山内 茂男	八四〇	一、一七	増淵 利喜松	八七〇	一、三三	中沢 仙四郎
七八一	一、〇一三	浅倉 善太郎	八一一	一、三三	竹中 貞雄	八四一	一、一八	大塚 勝明	八七一	一、三三	齊田 宮吉

八七二	一、五三	廣瀬喜一郎	九〇二	一、五三	倉持仁三郎	九三二	一、三九	宮田 忠重	九六二	一、七四	岡野盛二郎
八七三	一、五三	三宅 鶴吉	九〇三	一、五三	増山 泰二	九三三	一、四〇	小林 靜男	九六三	一、七五	七沢 重藏
八七四	一、五三	飯島 秀吉	九〇四	一、五三	増山雄一郎	九三四	一、四一	碓井喜太郎	九六四	一、七六	笠倉 嘉
八七五	一、五三	青木 武一	九〇五	一、五三	鈴木 彦一	九三五	一、四二	島田 延一	九六五	一、七六	高橋喜代作
八七六	一、五三	荒井 政平	九〇六	一、五三	指首森三郎	九三六	一、四三	森 曉男	九六六	一、七六	上子 豊平
八七七	一、五三	渡辺 周吉	九〇七	一、五三	相沢 莊一	九三七	一、四四	張替 千秋	九六七	一、七六	山本 広一郎
八七八	一、五三	田口 清吉	九〇八	一、五三	大島 莊吉	九三八	一、四四	川田 七郎	九六八	一、七六	永瀬伊三郎
八七九	一、五三	青木 浅雄	九〇九	一、五三	石井 勇市	九三九	一、四四	台 金太郎	九六九	一、七六	鈴木 平吉
八八〇	一、五三	福田熊太郎	九一〇	一、五三	西木 浅吉	九四〇	一、四四	飯泉 栄治	九七〇	一、七六	中里 清吉
八八一	一、五三	小川丑五郎	九一一	一、五三	藤田 正雄	九四一	一、四四	深田甚三郎	九七一	一、七六	大里 政一
八八二	一、五三	菊池 嘉平	九一二	一、五三	石島 民一	九四二	一、四四	廣瀬新三郎	九七二	一、七六	黒島 喜七
八八三	一、五三	逆井 常次	九一三	一、五三	大久保藤次郎	九四三	一、四四	実戸二三男	九七三	一、七六	山岸 関雄
八八四	一、五三	後藤 嘉一	九一四	一、五三	積田 良一	九四四	一、四四	古沢 清作	九七四	一、七六	金谷 正雄
八八五	一、五三	横島階次郎	九一五	一、五三	関吉右衛門	九四五	一、四四	伊東 和吉	九七五	一、七六	飯塚幸四郎
八八六	一、五三	松丸 享市	九一六	一、五三	菊地 金藏	九四六	一、四四	柏 勝藏	九七六	一、七六	飯塚 寅吉
八八七	一、五三	宇上喜美雄	九一七	一、五三	永藤 留吉	九四七	一、四四	荒井 辰夫	九七七	一、七六	佐藤 源一
八八八	一、五三	古矢岩三郎	九一八	一、五三	池田 庚	九四八	一、四四	松田平一郎	九七八	一、七六	桜井隆之仁
八八九	一、五三	横張 太郎	九一九	一、五三	宮田 亀吉	九四九	一、四四	松田 勝馬	九七九	一、七六	栗野 八郎
八九〇	一、五三	山中義一郎	九二〇	一、五三	宮田 武治	九五〇	一、四四	幸田 晴治	九八〇	一、七六	木村彰一郎
八九一	一、五三	金子善一郎	九二一	一、五三	生井 文治	九五一	一、四四	高嶋 福次	九八一	一、七六	忍田登志夫
八九二	一、五三	倉持 鼎	九二二	一、五三	高島 新一	九五二	一、四四	秋山 進	九八二	一、七六	大島 定一
八九三	一、五三	古矢 保	九二三	一、五三	小林 福次	九五三	一、四四	和田 勝	九八三	一、七六	柳沢岩太郎
八九四	一、五三	塚原 竹利	九二四	一、五三	久保 福也	九五四	一、四四	齊藤彦太郎	九八四	一、七六	山田 米吉
八九五	一、五三	倉持 徳一	九二五	一、五三	深津 政雄	九五五	一、四四	中川啓一郎	九八五	一、七六	小村 宏
八九六	一、五三	染谷 房太	九二六	一、五三	高島喜四郎	九五六	一、四四	小林 武治	九八六	一、七六	下平伊那三
八九七	一、五三	石橋 幸治	九二七	一、五三	湯本 茂雄	九五七	一、四四	関根 源光	九八七	一、七六	水越 清
八九八	一、五三	茂呂 茂助	九二八	一、五三	島田 藤七	九五八	一、四四	寺田 米治	九八八	一、七六	黒沢 定治
八九九	一、五三	滝本泰次郎	九二九	一、五三	氏家 栄吉	九五九	一、四四	相田 精三	九八九	一、七六	石井 重之
九〇〇	一、五三	鈴木佐次郎	九三〇	一、五三	直井 泰一	九六〇	一、四四	田内丈一郎	九九〇	一、七六	佐藤 寅一
九〇一	一、五三	鈴木 武雄	九三一	一、五三	氏家粗次郎	九六一	一、四四	戸塚美佐男	九九一	一、七六	片寄 安吉

以上

八九九名

◎土地改良区役員の就退任

新治郡玉里村に事務所をおく玉川土地改良区から左記のとおり役員が退任及び就任した旨届出があつたから土地改良法第十八条第十一項の規定によつて公告する。

昭和三十三年三月二十六日

湖井土地改良事務所長 宮本 万之丞

退任役員

記

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡玉里村大字下玉里一、四四〇	監 事	内田 康夫	任期満了による退任
〃 〃 〃 一、四二六の一	〃	福本 和夫	〃

就任役員

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡玉里村大字下玉里一、四四〇	代表監事	内田 康夫	
〃 〃 〃 一、四二六の一	監 事	福本 和夫	

◎土地改良区役員の退任

西茨城郡岩瀬町岩瀬に事務所をおく上野沼地区土地改良区より左記のとおり役員が退任した旨の届出があつたから土地改良法第十八条第十一項の規定によつて公告する。

昭和三十三年三月二十六日

那珂土地改良事務所長 河 合 正 男

一 退 任

記

住 所	職 名	氏 名	摘 要
真壁郡大和村大字高森七、二九番地	監 事	浅賀 正一	病氣のため

茨城県報の購読申込について

きたる三月末日で茨城県報の購読期限が一応終了いたしました。来年度も引続き購読御希望の方及び新たに購読御希望の方は購読料（月額百円、郵送料をふくむ。）を添えてお申込み下さい。

なお申込のないときは四月一日以降の分の発送をひとまず停止しますから御了知願います。（文書課）

毎週月・水・金曜日発行
(緊急事項は号外発行
休日の場合は繰下ぐ)

(定価送料共一ヶ月
金 百 円)

発行所 茨城 県
茨城県水戸市北三ノ丸二一九番地

印刷所 茨城 県 印刷所
茨城県水戸市愛宕町二、一八二